

資料 7

令和 4 年 7 月 29 日
復 興 庁 法 制 班

子ども被災者支援法における支援対象地域の見直しについて（案）

1. 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども被災者支援法）附則第 2 項において、同法第 8 条の規定に基づく「支援対象地域」の対象となる区域を毎年見直すこととされている。
2. 発災以降の放射線量は全体として低減傾向にあるものの、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成 27 年 8 月 25 日閣議決定）において「避難せずに居住を続けるか、他の地域に居住するか、元の居住地に帰還するかの選択は、被災者自らの意思によって判断するものであり、避難先での生活が定着化する人もいる中、被災者が新たにその判断をするためには、一定の期間を要することから、当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしない」とされていることを踏まえ、引き続き、支援対象地域を「福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）」（変更なし）とする。
3. 上記 2. の見直し結果は、後日、別添のとおり復興庁ホームページにおいて掲載するものとする。

（以上）

(別添)

子ども被災者支援法附則第2項の規定に基づく
支援対象地域の見直しについて（案）

令和4年〇月〇日
復興庁

今般、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）附則第2項の規定に基づき、支援対象地域の見直しについて検討した結果、発災以降の放射線量は全体として低減傾向にあるものの、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（平成27年8月25日閣議決定）^(※)も踏まえた上で、引き続き、「福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）」とすることとしました。

(※) 同方針において「避難せずに居住を続けるか、他の地域に居住するか、元の居住地に帰還するかの選択は、被災者自らの意思によって判断するものであり、避難先での生活が定着化する人もいる中、被災者が新たにその判断をするためには、一定の期間を要することから、当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしない」としている。

問い合わせ先：
復興庁法制班 ○○
電話：○○-○○○○-○○○○